

告訴状（２）隠蔽の木につく偽造の果実

1. 裁判の大原則：陳述

1. 刑事裁判も民事裁判も、すべての裁判は、陳述によって進みます。
2. 刑事裁判で、被告人が出廷しないことがあってはなりません。当人の知らない所で勝手に裁判が開かれてしまう、欠席裁判・ヤミ裁判の大問題になります。
3. 民事裁判も同じで、書面や証拠を提出しただけでは裁判を成したことにはならず、出廷して陳述することで、初めてそれらが裁判として成されます。
4. 出席しなければ自白したとみなされて敗訴するのも、陳述によって進む裁判の大原則によります。当事者が出廷しなければ裁判できないので、自白したと見なして裁判を終わらせるしかありません。

2. 隠蔽の木につく偽造の果実

日記をつけていたとします。日記＝第1回口頭弁論調書です。

彼氏・彼女にフラれたのに（事実の陳述）「黒毛和牛750円を二人で食べた」と日記に書いたら、日記（第1回口頭弁論調書）の偽造です。

1. 高松高等裁判所は、隠蔽をしないとイケない。
 2. 隠蔽をするために陳述させてはならず、すぐに裁判を終わらせないとイケない。
 3. しかし陳述しないと裁判をしたことにならないので、陳述をしたことに第1回口頭弁論調書を偽造しないとイケない（逆の擬制陳述）。
 4. 自由心証主義で、簡単に隠蔽できると思っていた高松高等裁判所だったが
 - A) 隠蔽するために、第1回口頭弁論調書を偽造しないとイケない。
 - B) 隠蔽の物証を、高松高等裁判所自身が偽造することになっていた。
 - C) 隠蔽と偽造をするため、裁判官・書記官・312号被告合議体が共謀。
 - D) 偽造や共謀など、重い犯罪を誘発していた。
- 隠蔽をすると、偽造や共謀などをすることになるのだろう。

3. 隠蔽の木には、捏造の根が生える

裁判長認印

第 1 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示 平成 2 3 年 第 3 6 2 号

期 日 平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日 午 後 2 時 0 0 分

場 所 及 び 公 開 の 有 無 高 松 高 等 裁 判 所 第 4 部 法 廷 で 公 開

裁 判 長 裁 判 官 小 野 洋 一

裁 判 官 池 町 知 佐 子

裁 判 官 金 澤 秀 樹

裁 判 所 書 記 官 西 岡 勇 人

出 頭 し た 当 事 者 等 控 訴 人 池 田 健 一

被 控 訴 人 代 理 人

指 定 期 日 平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日 午 後 1 時 1 0 分 (判 決 言 渡)

弁 論 の 要 領 等

控 訴 人

控 訴 状 陳 述

被 控 訴 人

答 弁 書 陳 述

当 事 者 双 方

原 判 決 に 基 づ き 原 審 口 頭 弁 論 の 結 果 陳 述

控 訴 人

1 控 訴 理 由 書 陳 述

2 平成 2 3 年 9 月 6 日 受 付 け 準 備 書 面 (1) 陳 述

証 拠 関 係 別 紙 の と お り

裁 判 長

弁 論 終 結

裁 判 所 書 記 官 西 岡 勇 人

下から 4 行目「証拠関係別紙のとおり」

1. 別紙とは何か？
2. どこにもない。
3. 調書の一部である別紙がないのは、存在しないからだろう。
4. 別に保存されている可能性はあるが、調書本体と別に保存するのは不自然。
5. 調書はまだ偽造できるが、別紙とやらは捏造するしかない。

1. 偽造した第 1 回口頭弁論調書だが、陳述したことにしないとイケない。
 2. とは言え第 1 回口頭弁論調書に調書改竄などを書けないし、また書きようがないので、それでは別紙に・・・となったのだろう。
 3. そして、そのまま。
 4. さらに、書記官を差し替えたので、別紙のことは忘れられた。
- 書記官を差し替えたので、調書本体も別紙も、別の書記官では完成できない。

4. シンジケート

1. 隠蔽をするためには偽造をすることになり、偽造の根が生える。
2. 偽造の辻褃合わせをするために、なにかを捏造しないといけないので、捏造の球根ができる。
3. 共謀しないと隠蔽の木は育たないので、偽りの花を咲かせて、チクロのように甘い花蜜で誘惑して、食虫植物のように共謀者を捕らえる。
4. 免罪符の果実、猛毒の花蜜、それらで共謀者を薬物中毒者のようにして再犯させる。
5. ほかの裁判所・裁判官・書記官・法務局局員・弁護士などとは、地上からは見えない地下茎でつながり、地下シンジケートができています。
6. そのひとつが高松高等裁判所。
7. 計画的に司法制度を悪用しているので発覚せず、不審を持たれても、高松地方裁判所・高松高等裁判所・最高裁判所の通常ルートのとおり簡単に隠蔽できていて、だから高松北警察署も平然と踏みつけた。
8. 汚職は蔓延しているだろう。
 - 【書記官特定番号：00000405】高松地方裁判所の書記官。
 - 高松高等裁判所の偽造調書を押収した昨年（平成25年7月1日）
 - ◇ どこで手に入れた
 - ◇ 高裁がしたことは知らない
 - ◇ 私は関係ない
 - ◇ 高裁がしたことは高裁に聞かないと解らない
 - 2年過ぎて人事異動もあっただろうが。
 - 高松地方裁判所の書記官が、高松高等裁判所の調書偽造を知っていた。

5. 腐敗と墮落

- A) 正確には偽造ではなくて虚偽公文書作成だろうが、刑法第155条【公文書偽造等】刑法第156条【虚偽公文書作成等】同じ扱いの懲役10年以下。
 - B) 聖書の時代から、禁断の果実を食べるとロクなことがない。
 - C) 偽りの調書にひそむ自堕落な鬼嫁の毒牙にかかる昼下がりのアルバイト大学生。
-
- 1. 自由心証主義で簡単に隠蔽できそうな高松高等裁判所だが、隠蔽をするためには第1回口頭弁論調書を偽造しないといけない。
 - 2. さらに辻褄を合わせるため、捏造をしないといけない。
 - 3. その捏造は未完成。
 - 4. 書記官を差し替えているので、偽造が精一杯で、捏造できていない。
 - 5. 実際に、偽造した印鑑のない公文書（第1回口頭弁論調書）を出している有様。
 - 6. 偽造の辻褄合わせのための捏造だから、捏造しようがない。
 - 7. しかし捏造しないといけない。
 - 8. そんな捏造はできない。
 - 9. しかし辻褄合わせのため「これを捏造します」と書いている。
 - 10. 高松高等裁判所は、今後の説明のために、これから捏造しないといけない。
 - 11. これが初犯は有り得ない、相当な人数での計画犯罪。
 - 12. あるいは常態化していて、もはや犯罪の意識さえ無くなっている。
 - 13. 余罪は莫大で、まだほかにも犯罪をして隠しているだろう。

6. 隠蔽の物証化

民事訴訟には応訴という基本概念があります。「応訴＝会話」です。管轄裁判所を決めることが典型で、書面が出されたら応訴有りとなって管轄裁判所が決定します。

- 控訴人 : 控訴状 : 3 1 2号裁判官と3 1 2号被告合議体の、共謀を指摘
 - 被控訴人 : 控訴答弁書 : 共謀を否定
 - 隠蔽するので何も書かなくていいのに、共謀は書いていたから共謀していたのだらう。
1. 隠蔽のために白紙状態の控訴答弁書だが、共謀の否定だけはある。
 2. つまり共謀に関しては、控訴状と控訴答弁書にて、陳述と応訴が成立。
 3. ①共謀に関して②提起と応訴が③書面でされた。

「3 1 2号裁判官と3 1 2号被告合議体の共謀」に関することが高松高等裁判所の判決状にあるはずですが、隠蔽したので何もありません。【精査したが何も無い】など、念入りに隠蔽されたことくらいです。

当事者双方により提起・応訴で合意されたことが、提起の時点で終わっていることが、隠蔽という物証化できないことを物証化できたに等しいことです。

7. さらに

1. 控訴状、控訴理由書、証拠説明書、証拠、準備書面（1）
 - 総て陳述されていることに第1回口頭弁論調書は偽造されているので、高松高等裁判所の法廷に、これら総て存在したことになる。
2. そして次のことは総て原審（高松地方裁判所）の判決言渡後だと明記。
 - A) 原審での裁判官（3 1 2号裁判官）が、調書改竄で訴えられた。
 - B) 徳島地方裁判所に、調書改竄事件が民事提訴された。
 - C) 調書改竄事件の訴状が、証拠として提出された。
 - D) 3 1 2号裁判官が刑事告訴（告訴保留）されたこと。
 - E) 【高松地方裁判所内:公文書毀損騒動】控訴人が本人調書と証人調書を毀損。

偽造された第1回口頭弁論調書のとおり陳述されている以上、高松高等裁判所での判決状には、以上に関することが総て明記されていないといけません。

- しかし【精査したが何もない】つまりそれが隠蔽であり、
- 隠蔽は「理由不備の違法」という不法行為になるでしょう。

8. 【精査したが何もない】

高松高等裁判所での隠蔽は、調書改竄が高松地方裁判所の判決言渡前に発覚していたら【精査したが何もない】自由心証主義で逃げることは可能でしたが、判決言渡後に発覚した全くの無審理【事実上の第1審】なので【精査したが何もない】としたことが、逆に隠蔽の証拠となって揺るぎません。

精査して念入りに隠蔽したので「人間だから見落とした」という当然の言訳もできません。

告訴状（2）隠蔽の木につく偽造の果実

以上